

令和4年第1回砂川市議会定例会

令和4年3月10日（木曜日）第4号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第13号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について
議案第23号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について
議案第 7号 令和4年度砂川市一般会計予算
議案第 8号 令和4年度砂川市国民健康保険特別会計予算
議案第 9号 令和4年度砂川市介護保険特別会計予算
議案第10号 令和4年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
議案第11号 令和4年度砂川市下水道事業会計予算
議案第12号 令和4年度砂川市病院事業会計予算
散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第13号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改

正する条例の制定について

- 議案第18号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
議案第22号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について
議案第23号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について
議案第 7号 令和4年度砂川市一般会計予算
議案第 8号 令和4年度砂川市国民健康保険特別会計予算
議案第 9号 令和4年度砂川市介護保険特別会計予算
議案第10号 令和4年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
議案第11号 令和4年度砂川市下水道事業会計予算
議案第12号 令和4年度砂川市病院事業会計予算

○出席議員（12名）

議 長	水 島 美喜子 君	副議長	増 山 裕 司 君
議 員	中 道 博 武 君	議 員	多比良 和 伸 君
	佐々木 政 幸 君		武 田 真 君
	飯 澤 明 彦 君		増 井 浩 一 君
	北 谷 文 夫 君		沢 田 広 志 君
	辻 勲 君		小 黒 弘 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	信 太 英 樹
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	湯 浅 克 己
病 院 事 業 管 理 者	平 林 高 之

総務部 部長	熊崎 一 弘
兼 会計 管理 監	
総務部 審議 監	安原 雄 二
市民部 部長	河原 希 之
保健福祉部 部長	安田 貢
経済部 部長	中村 一 久
経済部 審議 監	東 正 人
建設部 部長	近藤 恭 史
建設部 技 監	小林 哲 也
病院事務局 局長	朝日 紀 博
病院事務局 次長	山田 基
病院事務局 審議 監	渋谷 和 彦
総務課 課長	板垣 喬 博
政策調整課 課長	井上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育 次 長	峯 田 和 興
指導 参 事	小林 晃 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局 局長	山形 讓
----------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局 局長	熊崎 一 弘
---------------	--------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長	中村 一 久
-------------	--------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局 局長	為 国 修 一
事務局 次 長	川 端 幸 人
事務局 主 幹	山 崎 敏 彦
事務局 係 長	斉 藤 亜 希 子

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第13号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について

議案第23号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について

議案第7号 令和4年度砂川市一般会計予算

議案第8号 令和4年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第9号 令和4年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第10号 令和4年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第11号 令和4年度砂川市下水道事業会計予算

議案第12号 令和4年度砂川市病院事業会計予算

○議長 水島美喜子君 日程第1、議案第13号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する

る条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について、議案第23号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について、議案第7号 令和4年度砂川市一般会計予算、議案第8号 令和4年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 令和4年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第10号 令和4年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号 令和4年度砂川市下水道事業会計予算、議案第12号 令和4年度砂川市病院事業会計予算の16件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 私から議案第13号から第17号までご説明を申し上げます。

初めに、議案第13号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、事務事業量に見合った人員配置に伴う教育委員会事務部局の職員の増員による職員定数の見直しを図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員定数条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第13号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第3条は、職員の定数についての定めであり、第5号の教育委員会の事務部局の職員定数について「28人」を5人増員し、「33人」に改めるものであります。

教育委員会の事務部局については、小中学校の統合事業を円滑に進めるため、職員定数を5人増員するものであります。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第14号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律の趣旨を踏まえ、非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和など、育児と仕事の両立支援を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員の育児休業等に関する条例であ

りますが、改正の内容につきましては3ページ、議案第14号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、育児休業をすることができない職員の定めで、第2条第3号ア中、(ア)を削り、(イ)中「非常勤職員として再度任用」を「引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、アに次のように加える。(イ)勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員。

第15条は、部分休業をすることができない職員の定めで、第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第19条を第21条とし、第18条の次に次の2条を加えるもので、第19条は、妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等の定めであり、第19条、任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2、任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

第20条は、勤務環境の整備に関する措置の定めであり、第20条、任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施。
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備。
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第17号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市職員の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

第33条は、期末手当の支給の額の定めであり、第33条第1項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第2項中「100分の72.5」を「100分の67.5」に改めるものであります。

附則として、第1項は施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行するものであります。

第2項は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の定めであり、令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の砂川市職員諸給与条例第33条第1項（同条第2項を含む。）及び砂川市職員諸給与条例（以下「給与条例」という。）第33条第4項又は第40条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）再任用職員以外の職員 127.5分の15。

（2）再任用職員 72.5分の10。

この附則は、今回の改正は令和3年度人事院勧告に基づく改正であり、12月期末手当の支給基準日となる12月1日までに国家公務員の給与法改正が間に合わなかったことから、令和3年度の引下げに相当する額を令和4年6月期末手当から減額することで調整を行うものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第15号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市議会議員の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第15号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第5条は、期末手当の定めであり、第2項の表中、6月に支給する期末手当について在職期間が6か月の「100分の220」を100分の5引き下げ、「100分の215」に、在職期間が3か月以上6か月未満「100分の110」を100分の2引き下げ、「100分の108」に、在職期間が3か月未満の「100分の57」を100分の1引き下げ、「100分の56」に改めるもので、12月に支給する期末手当の額について、在職期間が6か月の「100分の225」を100分の10引き下げ、「100分の215」に、在職期間が3か月以上6か月未満の「100分の113」を100分の5引き下げ、「100分の108」に、在職期間が3か月未満の「100分の58」を100分の2引き下げ、「100分の56」に改めるもので、令和4年度以降の期末手当の支給率を

定めるものであります。

附則として、第1項は施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行するものであります。

第2項は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の定めであり、令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、225分の15を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

この附則は、今回の改正が令和3年度人事院勧告に基づく改正であり、12月期末手当の支給基準日となる12月1日までに国家公務員の給与法改正が間に合わなかったことから、令和3年度の引下げに相当する額を令和4年6月期末手当から減額することで調整を行うものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第16号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市特別職の職員の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第16号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第4条は、期末手当の定めであり、第4条第2項中「6月に支給する場合には100分の220を、12月に支給する場合には100分の225」を「100分の215」に改める。

附則として、第1項は施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行するものであります。

第2項は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の定めであり、令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、225分の15を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

この附則は、今回の改正は令和3年度人事院勧告に基づく改正であり、12月期末手当の支給基準日となる12月1日までに国家公務員の給与法改正が間に合わなかったことから、令和3年度の引下げに相当する額を令和4年6月期末手当から減額することで調整を

行うものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 (登壇) 私から議案第18号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により地方税法の一部が改正されたことに伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を減額するとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市税条例の一部を改正する条例であります。改正の主な内容につきましては5ページ、議案第18号附属説明資料によりご説明申し上げます。附属説明資料、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第147条は、案分率の定めであり、項の追加等に伴う条文整理であります。

第159条は、国民健康保険税の減額の定めであり、引用条項の変更等に伴う条文整理及び未就学児の被保険者均等割額を5割減額するため、基礎課税額の被保険者均等割額について、7割減額の世帯は2,985円、5割減額の世帯は4,975円、2割減額の世帯は7,960円、減額措置を受けない世帯は9,950円をそれぞれ減額し、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額については、7割減額の世帯は885円、5割減額の世帯は1,475円、2割減額の世帯は2,360円、減額措置を受けない世帯は2,950円をそれぞれ減額する項を追加する改正規定であります。なお、この改正規定によって、未就学児に付加される被保険者均等割額は未就学児の均等割額が5割に減額となるものでありますので、それぞれ世帯区分に記載されている減額の額と同じになるものであります。

159条の2は、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例の定めであり、引用条項の変更等に伴う条文整理であります。

附則第27条は公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例の定め、附則第28条は上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の定め、附則第29条は長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の定め、附則第31条は一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の定め、附則第32条は上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の定め、附則第33条は先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の定め、附則第34条は土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の定め、附則第35条は特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例の定め、附則第36条は特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の定め、附則第37条は条約適用利子等に係る国民健康保

除税の課税の特例の定め、附則第38条は条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の定めであり、それぞれ項の追加に伴う条文整理であります。

次に、3ページにお戻りいただきたいと存じます。附則として、第1条は施行期日の定めであり、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。ただし、第147条及び第159条（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。）の改正規定並びに第159条の2（「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。」の次に「及び」を加える部分に限る。）の改正規定は、公布の日から施行するものであります。

第2条は、経過措置の定めであり、この条例（前条ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の砂川市税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君（登壇） 議案第19号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。学童保育所を利用する児童の保護者負担を軽減するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要について若干申し上げますが、学童保育所の保育料は、事業の開始以来国の補助金交付に係る原則的な考え方に基づき、運営経費の約50%を保護者に負担いただいてきましたが、近年は運営経費の増嵩から負担割合も30%程度になっている状況の中、改めて保育料の設定について検討を進め、令和3年度から導入いたしました減免制度に続き、子育て支援の観点から保護者負担を軽減するため、通年及び短期入所児童の保育料について改正するものであります。

次のページをお開き願います。砂川市学童保育条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第19号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第6条は、保育料の定めであり、第1項本文中「9,000円」を「6,000円」に、同項ただし書中「350円」を「240円」に改め、第2項本文中「700円」を「500円」に、同項第1号及び第2号中「1万500円」を「7,500円」に、同項第3号中「7,000円」を「5,000円」に改めるものであります。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 議案第21号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明が申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、病院事業管理者の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第21号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第4条は、期末手当の定めであり、第4条第2項中「6月に支給する場合には100分の220を、12月に支給する場合には100分の225」を「100分の215」に改めるものであります。

附則として、第1項は施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行するものであります。

第2項は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の定めであり、令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、225分の15を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

この附則は、今回の改正は令和3年度人事院勧告に基づく改正であり、12月期末手当の支給基準日となる12月1日までに国家公務員の給与法改正が間に合わなかったことから、令和3年度の引下げに相当する額を令和4年6月期末手当から減額することで調整を行うものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 峯田和興君（登壇） 議案第22号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市地域交流センター条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市地域交流センターであり、所在地は砂川市東3条北2丁目3番地3であります。

2、指定管理者の名称は、特定非営利活動法人ゆうであります。

3、管理を行わせる期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までであります。

指定の理由であります。砂川市地域交流センターにつきましては、特定非営利活動法人ゆうが指定管理者として管理運営体制が維持されており、その実績により、継続して当

該法人を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君（登壇） それでは、私から議案第23号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市ふるさと活性化プラザ条例第6条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市ふるさと活性化プラザであり、所在地は砂川市北光336番地7であります。

2、指定管理者の名称は、砂川ハイウェイオアシス観光株式会社であります。

3、管理を行わせる期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までであります。

指定の理由であります。砂川市ふるさと活性化プラザにつきましては、砂川ハイウェイオアシス観光株式会社が指定管理者として管理運営体制が維持されており、その実績により、継続して当該法人を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第7号 令和4年度砂川市一般会計予算についてご説明を申し上げます。

最初に、予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。第1条は、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ131億7,000万円と定めるものであります。この予算は、令和3年度予算と比較いたしますと6,000万円の増となり、対前年度比で0.5%の増となったところであります。

第2条は、地方債であります。9ページ、第2表、地方債に記載のとおり、公営住宅建設事業債以下7件について限度額の合計を11億8,640万円と定めるものであります。

第3条は、一時借入金であります。一時借入金の借入れの最高額を30億円と定めるものであります。

第4条は、歳出予算の流用であります。同一款内で各項の間の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合と定めるものであります。

それでは、内容の説明を申し上げますが、市政執行方針の30ページに令和4年度予算大綱説明資料を添付しておりますので、これに沿ってご説明してまいります。歳出から説明いたしますので、34ページをお開きいただきたいと存じます。予算書におきましては事業ごとに説明をしておりますので、説明資料につきましても同様な表示としているところでございます。説明資料につきましては予算書のページを記載しておりますが、ページにつきましては省略して説明をさせていただきます。また、各項目の頭に付してある一つ

丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは新規事業あるいは臨時事業であります。なお、括弧内の数字は前年度予算額であります。それでは、二重丸及びアンダーラインの事業を中心に説明をまいります。

1 款議会費は9, 074万2, 000円で、前年度と比較して307万7, 000円の減となります。

2 款総務費は7億5, 626万9, 000円で、前年度と比較して4億1, 967万3, 000円の減となります。

1 目一般管理費の一つ丸、事務の改善に要する経費で備品購入費5万5, 000円は、会議録作成等に利用するA I ライティングレコーダーを購入するものであります。同じく一つ丸、ふるさと応援寄附金に要する経費でふるさと応援寄附金業務委託料3, 845万3, 000円は、ふるさと応援寄附申込み情報等の管理業務を委託するものであります。

5 目財産管理費の一つ丸、財産管理に要する経費で公共施設等総合管理計画策定委託料468万6, 000円は、平成27年度策定の砂川市公共施設等総合管理計画について各公共施設の個別施設計画における費用効果額を盛り込んだ改定を行うため、10年計画としていた総合管理計画の見直しを図るものであります。同じく一つ丸、車両センターの管理に要する経費で備品購入費7万1, 000円は、施設に設置している消火器を更新するものであります。同じく一つ丸、公用車の管理に要する経費で車両購入費303万9, 000円は、老朽化している車両の更新であります。

10 目市民生活推進費の一つ丸、市民生活向上推進に要する経費で広告料20万5, 000円は人権啓発活動として人権をテーマとしたバス車内広告及び雑誌広告を実施するものであり、中空知地域公共交通策定負担金107万6, 000円は、地域における持続可能な公共交通を維持し、赤字バス路線に対する国庫補助を受けるため、中空知地域の地域公共交通の策定が必要となったため、協議会参加市町において計画策定費及び協議会運営費を負担するものであります。同じく一つ丸、北地区コミュニティセンターの管理に要する経費で照明LED化改修工事費1, 178万1, 000円は施設照明をLED化するものであり、備品購入費5万9, 000円は消火器を更新するものであります。同じく一つ丸、東地区コミュニティセンターの管理に要する経費で管理委託料47万4, 000円は、従来の管理委託料に加え、施設周辺の老朽化したネットフェンスの撤去費用を加えて委託するものであります。

11 目情報化推進費の一つ丸、情報化推進に要する経費で光ファイバー保守点検委託料13万2, 000円は令和3年度中に整備が完了する公設光ファイバーの保守点検を委託するものであり、デジタルトランスフォーメーション推進業務委託料105万6, 000円は砂川市デジタルトランスフォーメーション推進本部長補佐官業務を業務委託するものであり、行政手続デジタル化ツール使用料39万6, 000円は、市民の利便性の向上と事務の効率化を図るため、アンケートや申請フォームを容易に作成することができるシス

テムを導入するものであります。備品購入費702万7,000円は、会計年度任用職員が使用しているパソコンがOSの保守サポート期間が切れることから、更新するものであります。

12目電算管理費の一つ丸、電算管理に要する経費で情報システム標準化、共通化業務委託料156万2,000円は、情報システムを標準化するに当たり、標準仕様書と現行システム使用の際の洗い出し等を行い、情報システムの標準化を進めるものであります。

14目場外離着陸場費の一つ丸、場外離着陸場の維持管理に要する経費で備品購入費57万6,000円は、消火器を更新するものであります。

15目庁舎建設事業費の二重丸、庁舎建設事業費7,310万円は、旧庁舎跡地駐車場整備工事であり、解体工事が完了した旧庁舎跡地に駐車場を整備するものであります。

1目徴税費の一つ丸、市税の賦課事務に要する経費でナンバープレート作製委託料6万6,000円は残数が少なくなった原動機付自転車第1種、第2種乙と小型特殊自動車のナンバープレートを作成するものであり、軽自動車税システム等改修委託料165万8,000円は軽自動車関係のオンライン化に伴うシステムの改修委託であります。

1目戸籍住民基本台帳費の一つ丸、戸籍住民台帳に要する経費で戸籍システム改修委託料462万円は、マイナンバー制度に基づく情報連携等のため戸籍情報システムを改修するものであり、備品購入費102万7,000円は、戸籍情報システムの改修に伴い生体認証機、A3スキャナーを購入するものであります。同じく一つ丸、住民基本台ネットワークシステム管理に要する経費で備品購入費23万5,000円は、現在設置しているコミュニティサーバーのタンパー装置の予備機を購入するものであります。同じく一つ丸、個人番号カード交付に要する経費で事務補助員報酬716万7,000円は番号カード交付に要する事務補助員の報酬であり、器具等借り上げ料56万7,000円はマイナポータル予約、申込み設定用のパソコン3台をリース契約するものであります。同じく二重丸、住民票等コンビニ交付サービスに要する経費2,621万円は、窓口閉庁時や砂川市外でもマイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストア等で証明書を取得することが可能となるよう、証明発行サーバーを構築、既存住基システムとの情報連携等を行うためのシステム改修等を行うものであります。

2目参議院院議員選挙費の二重丸、参議院議員選挙の執行に要する経費1,644万4,000円は、今年度実施される参議院議員選挙を執行する経費であります。

次に、35ページ、3款民生費21億1,265万3,000円で、前年度と比較して676万6,000円の減となります。

1目社会福祉総務費の一つ丸、民生委員の活動に要する経費で退任民生委員記念品9万円は、民生児童委員、主任児童委員の3年ごと一斉改選に際し、退任される方に対し記念品を贈呈するものであります。同じく二重丸、生活困窮者自立支援金支給事業に要する経費105万8,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることに伴

い、生活保護に準じる水準にある困窮世帯の自立支援のため、支援金を給付するものであります。

2目障害者福祉総務費の二重丸、障害者計画策定に要する経費498万円は、障害者基本法により策定が義務づけられている市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画、第4次砂川市障害者計画を策定する経費であります。

4目身体障害者福祉費の二重丸、福祉医療システムに要する経費165万8,000円は、後期高齢者医療制度において一定所得以上の方に限り窓口負担割合が2割負担となることを受け、重度心身障害者医療受給者の負担割合判定等に係る福祉医療システムを改修するものであります。

6目老人福祉費の一つ丸、老人憩の家の管理に要する経費で備品購入費25万8,000円は、施設に設置されている消火器を更新するものであります。

8目ふれあいセンター費の一つ丸、ふれあいセンターの管理に要する経費で屋上改修工事費7,564万7,000円は、建築後30年が経過し、施設の延命化、長寿命化を図るため、砂利仕上げを撤去し、アスファルト防水の全面改修を行うものであり、備品購入費44万7,000円は除雪機が老朽化しているため、更新するものであります。

1目児童福祉総務費の一つ丸、児童の養育に要する経費で児童手当システム改修委託料14万5,000円及び一つ丸、母子父子福祉に要する経費で児童扶養手当システム改修委託料21万1,000円は、マイナンバーを活用した情報連携を行うため、システム及びID連携サーバーの改修を行うものであります。

4目子育て支援費の一つ丸、幼稚園運営支援に要する経費で処遇改善事業費補助金92万5,000円は、国により新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く人々の処遇改善のための臨時特例交付金が創設されたことに伴い、砂川天使幼稚園の職員給与の処遇改善額を補助するものであります。

5目保育所費の一つ丸、保育所の運営管理に要する経費で備品購入費46万3,000円は、施設の安全管理上必要なアルミフェンス、消火器の更新及びその他の備品の購入費であります。

4款衛生費は7億943万8,000円で、前年度と比較して9,387万3,000円の増となります。

1目保健衛生費の一つ丸、保健衛生対策に要する経費で健康管理システム改修等委託料422万9,000円は、現在使用中の健康管理システムのサーバー更新とそれに伴うシステム連携、ネットワークの修正対応及び地域保健、健康増進法の調査票の改正に伴うシステム改修費用であります。

2目予防費の二重丸、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費5,709万円は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの予防接種について、2回目の接種完了から6か月以上経過した高齢者、7か月経過した18歳以上から64歳の市民を対象に3回目の

接種及び1、2回目の接種完了していない12歳以上の市民を対象とした接種を実施する経費であります。

1目ごみ処理費の一つ丸、ごみ収集処理に要する経費で修繕料903万6,000円は、焼山ごみ処理場の浸出水処理施設等の老朽化が進んでいることから、浸出水処理施設高圧洗浄機取替え修繕及び支障木の伐木を行うもので、焼山ごみ処理場改修実施設計委託料1,175万2,000円は、埋立計画更新に当たり、施設を継続使用するための課題、留意点を整理し、今後も安定的な最終処分を行うため必要な調査を行うものであり、浸出水処理施設中央動力制御盤更新工事費550万円は設備の老朽化に伴い、更新する工事を行うものであり、備品購入費11万9,000円は消火器の更新をするものであります。

5款労働費は1,310万5,000円で、前年度と比較して115万2,000円の増となります。

1目労働諸費の二重丸、若年者就労支援事業に要する経費62万4,000円は、市内企業の魅力発信を行うとともに、砂川市雇用創出協議会が主体となり、若者のキャリアデザインを推進することで雇用創出を図り、地元での就職につながる環境づくりを推進するため、新入社員向け研修会やジョブスタ事業の講師謝礼や子育て世代向け企業情報チラシの作成などの経費であります。同じく二重丸、UIJターン新規就業支援補助金100万円は、北海道との共同事業により北海道UIJターン新規就業支援事業を実施し、東京圏から砂川市へのUIJターンによる起業、就業者に対し、支援金の給付を行うことで起業、就業の促進を図り、市内企業の人材確保につなげるものであります。

6款農林費は1億2,283万4,000円で、前年度と比較して3,095万円の減となります。

2目農業振興費の一つ丸、鳥獣被害対策に要する経費で鳥獣忌避装置設置等委託料53万4,000円は忌避装置の設置、撤去及びバッテリー交換作業を委託するもので、備品購入費569万6,000円はヒグマの位置を特定し、地域住民への安全対応を行うためのサーモグラフィカメラ付のドローンを購入するもので、その他備品購入費はヒグマ用忌避装置と監視カメラを購入するものであります。同じく一つ丸、新規就農育成支援事業に要する経費で新規就農者支援事業補助金15万円は、新規就農者について農用地の賃借料の一部を補助するものであります。同じく一つ丸、北吉野コミュニティセンターの管理に要する経費で備品購入費3万6,000円は、消火器を更新するものであります。

3目農業基盤整備事業費の一つ丸、農業農村整備に要する経費で道営北光袋地地区水利施設等保全高度化事業負担金925万円は、タマネギは収穫量や品質などに天候が影響するが、北光袋地地区は北海土地改良区の区域外であり、かん水体制が整備されておらず、干ばつに対応できないことから、道営事業を活用したかん水体制の整備を推進するための負担金であります。

1目林業振興費の一つ丸、林業振興対策に要する経費で市有林整備委託料28万8,0

00円は、市有林を整備するため、平成29年度、令和元年度に植林した箇所について下刈り等を実施するものであります。同じく二重丸、森林経営管理に要する経費764万6,000円は、森林経営管理法に基づき経営や管理が適切に行われていない森林について適切な経営や管理の確保を図るため、市が仲介役となり、森林所有者と意欲と能力のある森林経営者をつなぐシステムを構築するため、所有者の意向を確認するとともに、経営管理が円滑に行われるよう、路網の整備工事費及び森林環境譲与税を基金に積み立てるものであります。

次に、36ページ、7款商工費は6億1,035万2,000円で、前年度と比較して4億2,650万4,000円の増となります。

1目商工振興費の一つ丸、商工業振興対策に要する経費で商業街路灯無電柱化工事費補助金1,285万4,000円は、国道12号の共同溝工事に伴い、工事対象区間にある各商店会が管理する商業街路灯への電線を地中から引く工事を実施する各商店会に対し、工事費用を全額補助するものであります。同じく一つ丸、商工業金融対策に要する経費で保証融資利子補給交付金（緊急対策分）432万6,000円は、コロナ禍において経営等が困難となるなど影響を受けている市内事業者に対して経営支援を実施するもので、緊急対策として運転資金の保証融資に係る利子及び保証料について全額を交付するための経費であり、融資を受けやすいよう、返済の据置期間を設けるとともに融資額別償還期限の設定を1区分とするものであります。また、制度融資預託金（緊急対策分）1,000万円は、この緊急対策分の制度融資に必要な銀行への預託金であります。同じく一つ丸、まちなか集客施設の運営管理に要する経費で建物借り上げ料59万4,000円は、駅前地区整備の期間中、現観光協会の一部に活動拠点を移すもので、家賃を新たに負担するものであります。同じく二重丸、地域ブランド構築に要する経費559万8,000円は、市内の中小企業者の活性化のために様々な関係者にて地域ブランドをつくっていく必要があり、そのチーム及び中心となる人材を育成する費用であり、旅費、業務委託料などであります。同じく二重丸、地方創生臨時交付金事業（地域経済対応分）に要する経費9,373万2,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が行う売上げ向上を図るための広告宣伝事業に対し、補助率2分の1以内、1件当たり補助上限30万円の補助を行う広告宣伝支援補助金、来店者が安心して店舗を利用できるよう亚克力板設置等の感染対策を実施し、北海道飲食店感染防止対策認証、第三者認証の認証を受けた飲食店に対し、この認証取得に係る費用の一部として給付金を1店舗当たり10万円支給する飲食店第三者認証取得促進給付金、商工会議所が継続して実施するプレミアム商品券発行事業に対し、その経費の一部を補助することにより新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ市内消費活動を喚起し、売上げの早期回復を支援するもので、1セット7,500円の商品券をプレミアム率50%として5,000円で販売するプレミアム商品券発行事業補助金、令和4年度の夏及び冬の大売出し商戦に向け、砂川商店街連合会加

盟店に利用範囲を限定した商品券を発行し、地元商店街における直接的な購買行動を促し、中心市街地及び商店街の活性化を図る商店会連合会商品券発行事業補助金、商店街において実施する砂商連商品券発行事業への加盟店全店舗の参加を促すため、参加店舗が支払う初回抽せん券の購入費用を助成する商店会連合会商品券発行事業参加支援補助金、中小企業に対し新たに商品、サービス、業務プロセスの管理、組織運営の改善などにITツール等を導入するための費用を補助することで生産性向上、業務の効率化により事業拡大、売上げ増加を図るもので、補助率5分の4以内で補助上限額30万円とする中小企業デジタル化推進補助金、店舗の感染予防、衛生対策に係る費用を補助することにより店舗への集客力の向上を図るとともに、来訪者や来客に対し安全、安心な環境整備を図るもので、店舗等における衛生管理向上に対する取組、消耗品や備品購入などに対して補助率5分の4以内で1件当たり補助上限5万円及び店舗や事務所における感染対策工事などに対する取組、換気扇整備などには補助率5分の4以内で1件当たり補助上限30万円とする店舗等衛生対策支援補助金であります。

2目企業誘致費の二重丸、東京砂川会に要する経費64万8,000円は、本年度開催する東京砂川会総会の開催経費であります。

3目観光費の一つ丸、イベントに要する経費で納涼花火大会補助金200万円は、打ち上げ開始から50回目の節目となり、また商工会議所創立70周年を迎えたことにより、記念事業として規模を拡大して実施することから、補助するものであります。同じく二重丸、スイートロード事業補助金58万6,000円は、砂川のお菓子の魅力でまちのイメージアップと市外消費者の誘客を図るすながわスイートロード協議会に、活動を円滑に実施するため、経費の一部を補助するものであります。同じく一つ丸、観光客の誘客の推進に要する経費で空知太歓迎塔改修工事費363万円は、経年劣化が進んでいることから、本体の塗装及び文字盤シートを改修するものであります。同じ二重丸、忠臣蔵サミットに要する経費200万5,000円は、参加都市持ち回りで実施されている忠臣蔵サミット義士親善友好都市交流会議が昨年度は本市で開催予定であったが、本年度に延期となったことから、実行委員会に対し交付する運営経費などであります。同じく二重丸、地方創生臨時付近事業（地域経済対応分）に要する経費371万1,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ観光需要を回復させるため、市内飲食店やスイートロード加盟店舗、観光拠点と連携したデジタルスタンプラリーを開催する費用を補助するスイートロード事業補助金、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ観光需要の回復に向け、店舗の環境をよりよくすることを目的にWi-Fi設備の導入を行う中小企業者に対し、整備に係る費用の一部を補助する観光客受入れ環境整備費補助金であります。

4目活性化プラザ費の一つ丸、活性化プラザの管理に要する経費で照明LED化改修工事費1,950万3,000円は照明器具をLED化するための経費であり、備品購入費60万2,000円は屋内遊具広場に魅力ある遊具を増やすものであります。

5目駅前地区整備事業費の二重丸、駅前地区整備事業費3億2,700万7,000円は、駅前地区ににぎわいと新たな活力を生み出すことを目的として施設整備を進めており、令和4年度は建設工事を見据えた詳細な設計書や仕様書等を作成する実施設計に着手するほか、既存建築物の解体工事を実施するとともに、土地開発基金が先行取得した当該用地の買戻しを行うものであります。

8款土木費は13億8,219万9,000円で、前年度と比較して1,715万8,000円の増となります。

2目道路橋梁維持費の一つ丸、道路橋梁の維持に要する経費で橋梁長寿命化修繕計画策定委託料800万円は、平成25年策定の橋梁長寿命化修繕計画について計画変更を行うものであります。同じく二重丸、道路橋梁修繕工事費1億346万4,000円は、東豊沼橋の修繕工事、南4号橋の設計委託、3路線の道路排水修繕工事、橋梁点検などであり、同じく一つ丸、流雪溝の維持管理に要する経費で工事請負費241万4,000円は、流雪溝表示装置修繕工事及び流雪溝ポンプパッキン交換工事であります。

3目道路橋梁新設改良費の二重丸、道路橋梁新設改良事業費3億9,598万6,000円は、記載のとおり改良舗装等工事11路線、測量設計委託9件、街路灯設置等工事であります。

1目河川費の二重丸、護岸改修事業費2,311万8,000円は、南5号川護岸改修工事及び測量設計委託、奈江豊平川護岸改修工事に係る地質調査委託であります。

1目都市計画総務費の二重丸、JR砂川駅設備改善事業に要する経費14万9,000円は、高齢者や障がい者をはじめとする市民が安全かつ快適に利用できるよう、JR砂川駅の東口整備に向けた協議検討を進めるとともに、ホーム待合室の維持管理を行う経費であります。

2目公園管理費の一つ丸、公園の維持管理に要する経費で工事請負費1,800万円は、長寿命化計画に基づき市内公園の遊具の修繕を行う公園施設長寿命化遊具修繕工事、公園敷地のり面及び擁壁下からの浸透水の影響によりり面の一部が3か所隆起していることが判明したため、改修を行うこもれびのプラザ東のり面改修工事、老朽化によるポンプを更新する北光公園給水設備ポンプ更新工事、屋根が経年劣化により損傷しているため、補修を行う北光公園ステージ屋根補修工事、備品購入費17万6,000円は北光公園管理用刈り払い機2台を更新するものであります。

次に、37ページ、1目市営住宅管理費の一つ丸、市営住宅の管理に要する経費でアスベスト調査委託料156万8,000円は、令和2年の法改正により、建物の解体や内部改修等を行う際、人体への影響のある石綿成分が含有されていないか事前調査することが義務づけられたため、解体予定の宮川団地などの各建材について調査を行うものであり、工事請負費5,596万8,000円は住み替えに伴い用途廃止した住棟を解体する宮川団地解体工事及び壁、窓の断熱化や浴室等の改修を行う東町団地内部改修工事を行うもの

であります。同じく一つ丸、改良住宅の管理に要する経費でアスベスト調査委託料104万5,000円は、法改正により建物内部改修に伴う際に事前調査することが義務づけられたため、改修予定の宮川中央団地の各建材について調査を行うものであり、工事請負費1億5,885万1,000円は、長寿命化を図る北光団地屋根、外壁改善工事、壁、窓の断熱化、浴室等の改修をいう宮川中央団地内部改修工事、老朽化に伴い年次計画で非常用照明を更新している宮川中央団地非常用照明LED化改修工事及び物置を改修する宮川中央団地物置改修工事、灯油タンクの老朽化に伴う改修を行う宮川中央団地灯油タンク改修工事を行うものであります。

2目住宅管理費の二重丸、ハートフル住まいる推進事業に要する経費6,050万円は、定住促進とまちなか居住への誘導及び良質なストック形成、地元企業の利用促進を目的とした高齢者の住宅の安全対策改修工事に係る高齢者等安心住まいる住宅改修補助金、主に改修工事に対する永く住まいる住宅改修補助金、新築、中古購入に係るまちなか住まいる等住宅促進補助金、空き家等の解消を目的とする老朽住宅除却費補助金、自然エネルギーの活用の促進を目的とする住宅用太陽光発電システム導入費補助金であります。同じく二重丸、空家等対策計画策定に要する経費304万2,000円は、平成28年度に策定した砂川市空家等対策計画について令和4年度に終了を迎えることから、これまでの取組を検証し、さらなる空き家等対策の推進を図るため、計画を策定するものであります。同じく二重丸、住み替え支援事業に要する経費2,012万9,000円は、住み替えや移住、定住の促進を図る登録物件促進補助金、移住促進補助金、子育て世帯や若年夫婦の住み替えを支援する同居近居促進補助金、子育て支援補助金、市内の医療機関や介護施設等に勤務する医療、介護従事者に補助する医療介護従事者移住定住促進補助金の各種補助金のほか、公共的な利用の見込めない宮川団地跡地の一部について住宅ニーズに対応した宅地分譲のための用地確定測量を行うものであります。

9款消防費は4億1,422万2,000円で、前年度と比較して242万9,000円の増となります。

2目災害対策費の一つ丸、災害対策に要する経費でハザードマップ印刷費139万7,000円は、災害対策基本法の改正により避難勧告が廃止され、避難指示に一本化されたことや北海道による土砂災害警戒区域の指定など災害対策の情報を市民に提供するため、現行ハザードマップの更新を行うものであり、修繕料16万4,000円は発電機及び水中ポンプのメンテナンスを行う費用であり、備蓄品購入費30万3,000円は賞味期限が迫る非常用食料品を購入し、備蓄を進めるものであります。

10款教育費7億8,539万5,000円で、前年度と比較して2,069万3,000円の増となります。

2目事務局費の二重丸、市立小中学校の適正規模、適正配置の検討に要する経費117万4,000円は、統合準備委員会及び小中一貫教育推進委員会を引き続き設置し、適正

配置等に必要な具体的事項の調査研究を行うための経費であります。

1目小学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費で工事請負費754万6,000円は、老朽化が著しい豊沼小学校プールろ過機改修工事、豊沼小学校プール上屋支柱改修工事を行うものであり、備品購入費267万4,000円は学校の消火器の更新、豊沼小学校用歩行芝刈り機の更新、教材備品購入費であり、楽器購入費250万4,000円は楽器購入に対する寄附金を活用し、各小学校に楽器を購入するものであります。

2目小学校教育振興費の一つ丸、特別支援教育に要する経費で特別支援学級生活支援員報酬411万円は、生活支援員3名分であります。二重丸、市費教員任用に要する経費566万2,000円は、北光小学校の複式学級に児童の学習をサポートする支援員2名を配置する経費であります。

1目中学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費で修繕料290万8,000円は、砂川中学校敷地内の北側樹木のうち、倒木等の危険性のある樹木を伐採、剪定する経費及び経常的な修繕経費等であります。備品購入費107万6,000円は、消火器の更新、教材備品購入費などであり、楽器購入費89万5,000円は楽器購入に対する寄附金を活用し、砂川中学校に楽器を購入するものであります。同じく二重丸、市立中学校の統合に要する経費7,357万4,000円は、中学校統合に伴い、指定用品の買換えが必要となる制服、ジャージ、学用品について補助するほか、中学校統合時に必要となるスクールバス3台の購入及び実証調査運行を委託するものであります。また、統合に先立ち、学校間連携事業を実施するものであります。

1目社会教育費の一つ丸、文化財保護に要する経費で史跡記念碑、標柱等修繕料149万6,000円は、砂川市の史実を伝えるため市内に設置している史跡記念碑、標柱等に経年劣化が見られることから、計画的に修繕を行うものであり、標柱3か所、記念碑1基の修繕を行うものであります。同じく一つ丸、青少年健全育成事業に要する経費で講師謝礼1万円は木育推進事業における講師の謝礼であり、消耗品費35万7,000円はあいさつ運動推進のためポールなど用品の更新のほか、他の事業における消耗品であります。同じく一つ丸、地域交流センターの運営管理に要する経費で工事請負費6,707万8,000円は、ICT化の進展やコロナ禍によりオンラインやリモートによる研修等の利用が増加傾向にあることから、インターネット通信環境整備工事を行うほか、貸し館事業の持ち込み機器への対応や将来的な施設の利用価値、維持等のため、大ホール等映像設備改修工事及び大ホール等照明設備工事を行うものであります。備品購入費126万3,000円は、IT交流室用パソコンの更新、司会者台の購入、消火器の更新を行うものであります。

2目公民館費の一つ丸、公民館の講座に要する経費で講師謝礼77万円は、高齢者等スマートフォン体験教室の講師謝礼、市民大学講師謝礼などあります。同じく一つ丸、公民館の管理に要する経費で備品購入費36万8,000円は、消火器の更新であります。

3目図書館費の一つ丸、図書館の運営管理に要する経費で照明LED化改修工事費1,439万9,000円は、施設管理のコストを削減するとともに館内環境の改善を図り、利用者の利便性を向上させるため照明のLED化を行うもので、備品購入費101万9,000円は図書収納用及び一般展示用書架などを購入するものであり、図書購入費528万6,000円は毎年度購入する図書に加え、寄附を活用し、乳幼児から成年まで対象とした図書を購入するものであります。

1目市民スポーツ推進費の一つ丸、海洋スポーツの振興に要する経費で備品購入費28万円は、ローボートに代えて7人乗り用スタンドアップパドルボートと1人乗り用スタンドアップパドルボートを配置するものであります。同じく二重丸、地域おこし協力隊に要する経費1,226万4,000円は、トレーニング機器を利用した健康、体力づくりを主眼とした事業の実施や他部署と連携した事業を展開することで地域の健康増進を推進することを目的として地域おこし協力隊を1名増やし、3名配置するためのものであります。

次に、38ページ、2目体育施設費の一つ丸、総合体育館の管理に要する経費で修繕料98万1,000円はボイラー室真空ヒーター部品交換、非常用出口誘導灯ランプ取替え等の修繕費であり、備品購入費61万7,000円は老朽化している刈り払い機の更新、生け垣バリカンの購入、消火器の更新を行うものであります。同じく一つ丸、海洋センターの管理に要する経費で備品購入費27万7,000円は、バドミントンの支柱の購入と消火器を更新するものであります。同じく一つ丸、市営野球場の管理に要する経費で防球フェンス設置工事費1,765万5,000円は、フェールボールによる歩行者や通行車両の事故防止のため、球場1塁側に防球フェンスを設置するものであります。同じく一つ丸、陸上競技場の管理に要する経費で修繕料109万円は、経年劣化による分電盤の修繕及び外部スピーカーを修繕するものであります。

1目給食センター費の一つ丸、学校給食の実施に要する経費で工事請負費3,439万4,000円は、経年劣化により漏えいなどが発生しているため更新する暖房給湯系統循環ポンプ更新工事、経年劣化のため剥がれや穴、ゆがみなどが発生しているため調理室等床改修工事を行うもので、開設当初のままの屋根、壁が経年劣化によりさびや腐食が発生しているため屋根、外壁改修工事を行うものであり、備品購入費17万6,000円は消火器の更新を行うものであります。

11款公債費は13億682万9,000円で、前年度と比較して6,790万3,000円の増となります。

12款諸支出金は34億4,197万2,000円で、前年度と比較して7,705万8,000円の減となります。増減については、1目国保会計繰出金は101万3,000円の減であり、2目下水道会計繰出金は522万8,000円の減であり、3目病院会計繰出金は7,263万8,000円の減であり、4目介護保険会計繰出金は62万9,000円の減であり、5目後期高齢者医療会計繰出金は824万9,000円の増となっ

ております。

13款職員費は14億1,899万円で、前年度と比較して3,218万8,000円の減となります。

1目職員費で一つ丸、職員の給与等に要する経費で給料で58万7,000円の減、職員等で1,312万5,000円の減、共済費で1,852万5,000円の減、災害補償費で4万9,000円の増であります。

以上が歳出であります。

次に、歳入について申し上げますが、戻っていただきまして30ページを御覧いただきたいと存じます。主なもののみ説明してまいります。

1款市税は19億6,545万3,000円で、前年度と比較して5,076万9,000円の増となりますが、主な要因につきましては個人市民税で2,214万2,000円の減、法人市民税で1,580万9,000円の増、固定資産税で中小事業者等への固定資産税の軽減制度の廃止等により4,948万7,000円の増、同様に都市計画税で711万7,000円の増であります。

6款法人事業税交付金は2,281万4,000円で、前年度と比較して1,407万8,000円の増となります。

7款地方消費税交付金は4億5,900万円で、前年度と比較して1,800万円の増となります。

次に、31ページ、10款地方特例交付金1,271万4,000円で、前年度と比較して5,616万6,000円の減となりますが、主な要因につきましては固定資産税、都市計画税の軽減制度による減収を補填した地方税減収補填特別交付金5,877万円の減が主なものであります。

11款地方交付税は51億500万円で、前年度と比較して1億7,500万円の増となりますが、地方財政対策では前年度比6,153億円の増額が示されているところであり、普通交付税は前年の実績から包括算定経費のマイナス8%など国が示した推計伸び率に起債償還分を加え、さらには臨時財政対策債振替額を国で示した伸び率を基に前年度実績からマイナス55%と推計し、基準財政需要額を1億4,790万円の増額を見込み、基準財政収入額は市民税の減が見込まれることから2,710万円の減額を見込み、普通交付税で差引き1億7,500万円の増を見込んだものであります。

14款使用料及び手数料は3億4,728万3,000円で、前年度と比較して2,684万2,000円の減であり、市営住宅使用料2,493万3,000円の減が主なものであります。

次に、32ページ、15款国庫支出金は13億6,587万3,000円で、前年度と比較して2億337万7,000円の増となります。主な要因につきましては、2目衛生費国庫負担金で新型コロナウイルスワクチン接種対策費の1,697万8,000円の皆

増、2目教育費国庫補助金でへき地児童生徒援助事業費1,125万円の皆増、学校施設環境改善交付金事業費1,066万円の皆減、4目総務費国庫補助金で社会保障・税番号活用推進費1,045万1,000円の増、地方創生臨時交付金事業費1億1,507万3,000円の皆増、5目衛生費国庫補助金で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費3,988万の皆増、6目商工費国庫補助金で空き家対策総合支援事業費4,573万9,000円の皆増などであります。

16款道支出金は5億7,850万8,000円で、前年度と比較して3,235万5,000円の減となります。主な要因につきましては、3目農林費道補助金で農業基盤奨励費2,277万円の減、1目総務費道委託金で参議院議員選挙費1,644万4,000円の皆増、衆議院議員選挙費1,493万4,000円の皆減などであります。

次に、33ページ、19款繰入金は9億2,063万1,000円で、前年度と比較して2億3,519万円の減となります。主な要因につきましては、財政調整基金繰入金で9,000万円の増、ふるさと納税などの寄附金を積み立てた基金から各事業に充当するまちづくり事業基金繰入金1,438万7,000円の減、社会福祉事業振興基金繰入金4,951万6,000円の増、庁舎建設工事に充当する庁舎整備基金繰入金3億6,119万3,000円の減であります。

22款市債は11億8,640万円で、前年度と比較して4,520万円の減となります。主な要因につきましては、1目土木債で1,350万円の増、2目過疎対策事業債で2億5,730万円の増、3目臨時財政対策債で2億3,140万円の減、4目緊急防災・減災事業債で3,010万円の増、5目公共施設等適正管理推進事業債で1億1,930万円の減、6目緊急自然災害防止対策事業債で2,170万円の増が主なものであります。

以上が歳入であります。予算書の276ページ以降には給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 議案第8号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

議案第8号の提案説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 河原希之君 (登壇) 私から議案第8号、議案第10号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第8号 令和4年度砂川市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し

上げます。

予算書の289ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20億3,312万6,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金であり、一時借入金の借入れの最高額は3億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費を各項の間で流用することができるものと定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。312ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比120万7,000円の減は、主に一般管理事務に要する経費の電算事務負担金の皆減によるものであります。なお、一般管理事務に要する経費のうち、アンダーラインを付しておりますシステム改修委託料79万9,000円は、国保標準システムを稼働するため構築されている北海道クラウドの機器変更に伴い、データ連携の設定変更等に対応するためシステムを改修するものであります。

318ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目療養給付費で対前年比1,500万円の減、2項1目高額療養費で対前年比300万円の減は、それぞれ令和3年度の決算見込みに基づき推計したことによるものであります。

また、4項1目出産育児一時金で対前年比84万円の減は、近年の出産件数の減少に基づき推計したことによるものであります。

322ページをお開き願います。3款国民健康保険事業費納付金で対前年比4,460万2,000円の減は、本年1月に北海道が行った令和4年度国保事業費納付金本算定により、全道の保険給付費に必要な費用を各市町村の被保険者数、所得及び医療費等の状況に応じて案分した金額であります。

326ページをお開き願います。5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費で対前年比149万4,000円の増は、主に特定健診の集団健診に係る健診単価の増による健診委託料の増によるものであります。

330ページをお開き願います。6款基金積立金、1項1目基金積立金で対前年比5万円の増は、国保基金積立金の増によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては293ページ、総括でご説明させていただきます。1款国民健康保険税は2億262万円で、対前年比1,564万9,000円の減であり、主に被保険者数の減による所得割、均等割の減によるものであります。

2款道支出金は16億5,476万2,000円で、対前年比4,753万9,000円の減であり、主に保険給付費減に伴う保険給付費等交付金普通交付金の減、保険給付費等交付金特別交付金のうち、特別調整交付金の減によるものであります。

3款財産収入は77万円で、対前年比5万円の増であり、基金運用による利子の増によ

るものであります。

4款繰入金は1億7,370万4,000円で、対前年比108万5,000円の減であり、一般会計繰入金のうち、保険基盤安定分、事務費分の減及び財政安定化支援事業分の増によるものであります。

6款諸収入は126万9,000円で、対前年比6万1,000円の減であり、経過措置として区分しておりました退職被保険者分の予算科目のうち、給付の納付に係る科目を一般被保険者へ統合したことによるものであります。

以上が歳入であります。予算書の342ページから349ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号 令和4年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の415ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億8,607万6,000円と定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。432ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比237万3,000円の増は、主にアンダーラインを付しております後期高齢者医療システム機器更新委託料199万2,000円によるものであります。

434ページをお開き願います。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で対前年比944万8,000円の増は、主に保険料分負担金及び療養給付費分負担金の増によるものであります。

436ページをお開き願います。3款保健事業費、1項1目健康保持増進事業費で対前年比43万4,000円の増は、一つ丸、健康診査事業費の後期高齢者健康診査委託料の増及び一つ丸、保健・介護一体的実施推進事業費の地域での個別支援、通いの場等への関与を実施する保健師報酬の増によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては419ページ、総括でご説明申し上げます。1款後期高齢者医療保険料は2億3,807万7,000円で、対前年比304万7,000円の増であり、主に被保険者数の増によるものであります。

2款後期高齢者医療広域連合支出金は92万9,000円で、対前年比45万2,000円の増であり、主に令和4年10月から一部の後期高齢者の窓口負担割合が見直しされるに伴う事務経費に対し交付される特別調整交付金の皆増によるものであります。

3款繰入金は4億3,451万4,000円で、対前年比824万9,000円の増であり、主に一般会計繰入金のうち、療養給付費分繰入金の増によるものであります。

5款諸収入は1,255万5,000円で、対前年比50万6,000円の増は、健康診査事業及び保健・介護一体的実施推進事業に伴う受託事業収入の増によるものであります。

以上が歳入であります。予算書の444ページから449ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 議案第9号 令和4年度砂川市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の351ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億1,011万3,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金で、一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費を各項の間で流用することができるものと定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。378ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費でアンダーラインを表示しております電算システム更新委託料65万4,000円は、介護保険システムのサポート終了に伴うシステム更新に要する経費であります。

384ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費で対前年比3,266万1,000円の減は、訪問介護及び通所リハビリテーションの前年度利用実績に基づくものであります。

2目地域密着型介護サービス給付費で対前年比3,026万5,000円の増は、小規模多機能型居宅介護の前年度利用実績に基づくものであります。

394ページをお開き願います。5項1目特定入所者介護サービス費で1,828万9,000円の減は、昨年8月の制度改正に伴い、施設入所者等の食費の本人負担が増額となったことから、給付費については減少を見込んだものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては357ページの総括でご説明申し上げます。1款保険料は3億2,713万2,000円で、対前年比486万8,000円の減は第1号被保険者数の減によるものであります。

2款分担金及び負担金は120万4,000円で、対前年比2万4,000円の減は紙おむつ利用券の利用件数の減によるものであります。

3款国庫支出金5億658万1,000円で、対前年比2,027万6,000円の増は、介護保険制度の改正に伴い調整交付金の算定方法が変更となったことから、前年度交付額に基づき増額を見込んだものであります。

4款支払基金交付金4億9,477万6,000円で、対前年比51万円の増は保険給付費の増に伴う負担ルール分の増によるものであります。

5款道支出金2億8,449万6,000円で、対前年比92万4,000円の減は施

設給付分の保険給付費の減に伴う負担ルール分の減によるものであります。

6 款財産収入 5 1 万 9, 0 0 0 円は、基金運用利息であります。

7 款繰入金 2 億 9, 5 3 9 万 6, 0 0 0 円で、対前年比 1, 1 5 6 万 6, 0 0 0 円の減は調整交付金の増に伴い介護給付費準備基金繰入金が減ったことなどによるものであります。

8 款繰越金、9 款諸収入につきましては、前年度と同額であります。

なお、予算書の 4 1 2 ページ及び 4 1 3 ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君（登壇） 議案第 1 1 号 令和 4 年度砂川市下水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお開き願います。第 2 条は、業務の予定量であり、公共下水道事業は、処理区域面積 8 2 3 ヘクタール、年間有収水量 1 3 9 万 9, 0 0 0 立方メートルと予定したところであります。個別排水処理施設事業は、年間有収水量 2 万 6, 5 7 3 立方メートルと予定したところであります。主要な建設改良事業は、公共下水道整備事業 2, 1 1 2 万 9, 0 0 0 円、個別排水処理施設整備事業 1, 3 6 8 万 4, 0 0 0 円と予定したところであります。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額であり、下水道事業収益は 7 億 7, 4 8 5 万 8, 0 0 0 円、下水道事業費用は 5 億 3, 8 5 8 万 2, 0 0 0 円と定めるものであります。

2 ページをお開き願います。第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額であり、資本的収入は 5, 7 9 3 万 8, 0 0 0 円、資本的支出は 4 億 2, 5 6 8 万 4, 0 0 0 円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 億 6, 7 7 4 万 6, 0 0 0 円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3 1 5 万 7, 0 0 0 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 8, 1 7 4 万 7, 0 0 0 円及び当年度利益剰余金処分量 1 億 8, 2 8 4 万 2, 0 0 0 円で補填するものであります。

第 5 条は、企業債であり、下水道資本費平準化債から過疎対策事業債まで、限度額の合計を 4, 1 2 0 万円と定めるものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりであります。

第 6 条は、一時借入金であり、一時借入金の限度額は 3 億円と定めるものであります。

3 ページを御覧願います。第 7 条は、予定支出の各項の経費の金額の流用であり、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定めるものであります。

第 8 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であり、職員給与費 3, 1 6 6 万 2, 0 0 0 円と定めるものであります。

第 9 条は、他会計からの補助金であり、下水道事業のため一般会計からこの会計へ補助

を受ける金額は1億7,379万6,000円であるとするものであります。

第10条は、利益剰余金の処分であり、当年度利益剰余金のうち1億8,284万2,000円は、減債積立金として処分するものと定めるものであります。

続きまして、4ページをお開き願います。実施計画及び説明書につきましてご説明を申し上げます。なお、説明欄でアンダーラインを付してあるのは新規事業あるいは臨時事業であります。初めに、収益的収入であります。1款下水道事業収益、1項営業収益は、前年度より460万2,000円減の4億4,014万6,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、1目下水道使用料は汚水排水量の減に伴い、前年度より349万円減の3億7,056万8,000円、2目雨水処理負担金は雨水処理に要する経費の減少に伴い、前年度より111万2,000円の減、6,957万8,000円を予定したところであります。

次に、2項営業外収益は、前年度より112万6,000円減の3億3,471万2,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、主に2目他会計補助金は汚水処理に要する経費などの減少に伴い、前年度より187万8,000円減の1億7,379万6,000円、3目長期前受金戻入は償却資産の増に伴い、前年度より75万2,000円増の1億6,081万3,000円を予定したところであります。

6ページをお開き願います。次に、収益的支出であります。1款下水道事業費用、1項営業費用は、前年度より284万円増の4億9,138万4,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、主に1目管渠費は管渠修繕清掃等業務委託料の増加などに伴い、前年度より143万8,000円増の3,209万1,000円、3目流域下水道管理費は令和4年度より水量負担単価が1立方メートル当たり28円から29円に増額となったことなどによる石狩川流域下水道組合負担金の増加に伴い、前年度より115万2,000円増の6,320万1,000円を予定したところであります。

8ページをお開き願います。5目総係費は使用料算定等事務委託負担金の減などに伴い、前年度より180万2,000円減の3,175万6,000円、6目減価償却費は償却資産取得による有形固定資産の減価償却費の増加などに伴い、前年度より138万6,000円増の3億4,256万円を予定したところであります。

10ページをお開き願います。2項営業外費用は、前年度より717万3,000円減の4,614万8,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、主に1目支払利息及び企業債取扱諸費は、過去に借り入れた起債の償還完了と利率見直し方式で借り入れた起債の利率変更に伴い、前年度より670万4,000円減の2,813万2,000円を予定したところであります。

次に、3項特別損失は、前年度と同額の5万円を予定したところであります。

次に、4項予備費は、前年度と同額の100万円を予定したところであります。

12ページをお開き願います。次に、資本的収入であります。1款資本的収入、1項

企業債は、下水道資本費平準化債及び建設改良費に充てる企業債の減に伴い、前年度より2,050万円減の4,120万円を予定したところであります。

次に、2項出資金は、企業債償還金の減に伴い、前年度より223万8,000円減の1,197万1,000円を予定したところであります。

次に、3項国庫補助金は、社会資本整備総合交付金事業の減少に伴い、前年度より600万円減の350万円を予定したところであります。

次に、4項分担金及び負担金は、2目負担金において下水道受益者負担金の増に伴い、前年度より9万4,000円増の97万7,000円を予定したところであります。

次に、5項長期貸付金収入は、1目一般貸付金収入において水洗便所改造資金貸付件数減による元金収入の減に伴い、前年度より33万円減の29万円を予定したところであります。

14ページをお開き願います。次に、資本的支出であります。1款資本的支出、1項建設改良費は、前年度より3,146万3,000円減の5,228万5,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、主に1目公共下水道整備事業費は交付金事業としてマンホールポンプ改築実施設計委託及び公共下水道管渠点検委託を行うものであり、前年度より3,606万円減の2,112万9,000円、2目流域下水道整備事業費は北海道が実施する流域下水道施設の工事費等の増による流域下水道整備工事負担金の増額に伴い、前年度より449万8,000円増の1,747万2,000円を予定したところであります。

次に、2項企業債償還金は、過去に借り入れた起債の償還完了などに伴い、前年度より1,694万5,000円減の3億7,239万9,000円を予定したところであります。

次に、3項長期貸付金は、前年度と同額の100万円を予定したところであります。

16ページ以降は財務諸表など予算に関連する資料でありますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 議案第12号 令和4年度砂川市病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。第2条は、業務量の予定であり、病床数は498床、年間患者数は入院を13万34人、外来を23万1,308人とし、1日平均患者数は入院を356人、外来を952人としたところであります。主要な建設改良事業は、1、院舎改修事業、2、医療機械器具整備事業であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額であり、病院事業収益は139億9,835万円、病院事業費用は152億2,867万3,000円と定めるものであります。

2ページをお開き願います。第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、資本的収

入は13億9,818万4,000円、資本的支出は19億7,849万7,000円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億8,031万3,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

第5条は、債務負担行為であり、医療機械器具整備について令和4年度から令和5年度までの期間で限度額を2億7,500万円と定めるものであります。これは、現在使用している全身用エックス線コンピュータ断層撮影装置、いわゆるCT装置であり、平成22年に購入し、経年により交換部品の供給が終了するため、令和5年度の早い時期に稼働できるよう更新を図るものであります。なお、本装置は発注から納品、稼働まで6か月程度を要するものであります。

第6条は、企業債であり、院舎改修事業の起債限度額を1億8,340万円、医療機械器具整備事業の起債限度額を7億5,710万円と定めるものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりであります。

第7条は、一時借入金の限度額を3億円と定めるものであります。

3ページになりますが、第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用であり、流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用と定めるものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であり、職員給与費79億9,737万4,000円、交際費350万円と定めるものであります。

第10条は、重要な資産の取得及び処分であり、取得する資産を器械備品の心臓カテーテル用検査装置一式以下、記載のとおりとするものであります。

4ページをお開き願います。資本的収入であります。1項医業収益は4億4,981万4,000円の増額で、1目入院収益で1億565万4,000円増額、1人当たりの診療単価では1,615円増の6万7,200円、2目外来収益で3億28万9,000円増額、1人当たりの診療単価では1,457円増の1万5,405円、3目その他医業収益で4,387万1,000円増額を予定したものであります。

2項医業外収益は1,815万1,000円の減額で、2目補助金で846万3,000円減額、6ページをお開き願います。3目負担金交付金で市からの繰入金で850万3,000円減額を予定したものであります。

3項看護専門学校収益は408万2,000円の増額、4項院内保育事業収益は223万8,000円の増額を予定したものであります。

8ページをお開き願います。5項特別利益は前年度同額の30万円を予定したものであります。

10ページをお開き願います。収益的支出であります。1項医業費用は5億8,903万2,000円の増額で、1目給与費で主に医師の職員数増に伴い1億3,917万2,000円の増額、12ページをお開き願います。2目材料費で医業収益の増加に伴い1億

5, 206万円増額、3目経費では原油価格高騰に伴う光熱水費、燃料費の増や委託料において情報システムに係る管理業務の増に伴い2億3,053万5,000円の増額、16ページをお開き願います。4目減価償却費で6,153万4,000円増額、5目資産減耗費で4万4,000円減額、6目研究研修費で577万5,000円増額を予定したものであります。

18ページをお開き願います。2項医業外費用508万2,000円の減額は、主に1目支払利息及び企業債取扱諸費で企業債利息の減に伴い546万8,000円減額を予定したものであります。

3項看護専門学校費用は42万円の増額で、1目給与費で316万5,000円減額、20ページをお開き願います。2目経費で358万5,000円増額を予定したものであります。

22ページをお開き願います。4項院内保育事業費用は149万6,000円の増額であります。

5項特別損失においては5,314万4,000円の増額で、主に3年に1度の退職手当組合事前負担金の精算によるものであります。

26ページをお開き願います。資本的収入であります。1項企業債は院舎改修事業及び医療機械器具整備事業に係る借入予定額で3億400万円の増額、2項投資償還金は1目長期貸付金償還金で136万5,000円の増額、4項出資金は1目一般会計出資金で国の交付税算定に基づいた市からの出資金において繰入れ基準となる企業債元金償還金の増に伴い7,139万円の減額を予定したものであります。

28ページをお開き願います。資本的支出であります。1項建設改良費は1目院舎改修費で院舎改修工事及びナースコール設備整備を図るもので1億8,345万7,000円の皆増、2目資産購入費は心臓カテーテル用検査装置、ベッドサイドモニターなどの医療機械器具の整備を図るもので1億5,566万5,000円の増額を予定したものであります。院舎改修事業につきましては附属説明資料ナンバー1、資産購入費につきましては附属説明資料ナンバー2を添付しておりますので、ご高覧いただきたく存じます。

2項企業債償還金は1目元金償還金において1億211万9,000円の減額、3項投資は1目長期貸付金において看護学生への修学資金の貸与を行うもので30万円の減額を予定したものであります。

30ページ以降は財務諸表など予算に関連する資料でありますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

◎休会の件について

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

3月11日は、議案調査等のため本会議を休会にしたいと思います。このことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、3月11日は休会することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長 水島美喜子君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時54分